

社会福祉法人 新居浜市社会福祉協議会 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：全職員に対して「子の看護休暇」、「介護休暇」等の周知を図り、職員の積極的な利用を促す。また、男性職員2名以上の利用実績を目指す。

<対策> 令和2年4月～

- 全職員に対して「子の看護休暇」・「介護休暇」等の周知を図る。
令和3年4月において前年度実績を文書等により職員に周知して、取得しやすい環境づくりを行う。
- 「子の看護休暇」対象男性職員に対して、半年単位で取得実績を確認し未取得の職員に対して利用を促す。

目標2：時間外労働の平均労働時間数を令和元年度から5%削減することを目指す。

<対策> 令和2年4月～

- 各課の業務の見直しの実施
- 月2回ノー残業デイの徹底を行い、年間の実績を通知し翌年の業務の見直しを図る

目標3：子どもが保護者である労働者の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」の実施。

<対策>令和2年4月～

- 各職場において対応できる事業内容の把握、検討
- 令和3年4月～
- 実施内容立案、社協だより、ホームページにおいて参加者の募集、実施